



改正資金決済法施行 — 仮想通貨の法的規制 —

堀 天子
Hori Takane

弁護士

森・濱田松本法律事務所所属。専門は金融規制、訴訟、会社法。金融庁総務企画局企画課調査室に出向後、金融審議会専門委員、一般社団法人FinTech協会理事を歴任。著書に『FinTechの法律』（共著 日経BP社、2016年）など。

仮想通貨の登場

ITの進展を背景として、近年、インターネットを通じて電子的に取引される、いわゆる仮想通貨が登場しています。仮想通貨にはさまざまな種類があり、ビットコインが代表的なものですが、仮想通貨の市場規模等をランキングしたCryptoCurrency Market Capitalizations*1によれば、700種類以上の仮想通貨があることが確認されています。預金やいわゆる電子マネーは、発行者が存在し、いわば中央集権的に管理されていますが、仮想通貨は必ずしも発行者や管理者が存在しないこと、使用範囲や交換範囲が特定された相手方だけではなく、不特定の者に受け入れられていて通貨的な機能を有することに特徴があります。

法規制の背景

2014年にはわが国において、当時世界最大規模の仮想通貨と法定通貨の交換所を営んでいた事業者、^{マウントゴックス}MTGOXが破たんするという事案が発生し、後日、同社が顧客から預かっていた資金やビットコインに対して、実際に保有する資金やビットコインが大幅に過小となっていたことが明らかになり、大きな社会問題となりました。

また、2015年6月に開催されたG7エルマウサミットの首脳宣言や、同月にFATF(金融活動作業部会)が公表したガイダンスでは、仮想通

貨と法定通貨の交換所に対して、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与規制を課すことが各国に求められることになりました。

こうした状況を踏まえ、金融審議会の下に設置された「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」では、具体的な規制のあり方について検討が行われ、仮想通貨と法定通貨の交換所について、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与規制を導入し、不正利用の防止という国際的な要請に対応するとともに、利用者保護の観点からの規制を通じて、利用者の信頼を確保するための環境整備を行うことが提言され、資金決済法(以下、法)を改正して、仮想通貨に関する法的規制が導入されることとなりました。

改正資金決済法のポイント

■ 仮想通貨の定義

仮想通貨とは、(1)物品購入・サービス提供を受ける場合に、代価の弁済のために不特定の者に対して使用できるもので、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却ができる財産的価値で、電子情報処理組織を用いて移転できるもの、(2)不特定の者を相手方として(1)と相互に交換を行うことができる財産的価値で、電子情報処理組織を用いて移転できるもののいずれかをいうとされています(法2条5項)。

預金や債券などの通貨建資産は、上記の定義から除かれます(法2条6項)。また、前払式支払手段やポイントといった特定の加盟店などで使用できるものも上記の定義から除かれます。

*1 <http://coinmarketcap.com/all/views/all/>

■ 仮想通貨交換業者の定義と登録

仮想通貨は、必ずしも発行者や管理者がいないということから、法では、仮想通貨と法定通貨の売買などを行う交換所に登録制を課すこととしています。仮想通貨交換業には、(1)仮想通貨の売買又は他の仮想通貨との交換を行うこと、(2)(1)の媒介、取次ぎ又は代理を行うこと及び(3)(1)(2)に関して利用者の金銭又は仮想通貨の管理を行うことが含まれます(法2条7項)。

具体的には、利用者の売買の相手方となって直接販売等を行う販売所の業務は(1)に、利用者同士の売買の場を提供する取引所の業務は(2)に当たり、これらの業務に関してアカウントやウォレットを提供して金銭や仮想通貨を保管する業務が(3)に当たります。

このような仮想通貨交換業は、あらかじめ財務(支)局長の登録を受けた者のみが営むことが可能です(法63条の2)。登録を受けた者は、仮想通貨交換業者として資金決済法の適用を受けることとなります(法2条8項)。

■ 分別管理

仮想通貨交換業者は、利用者保護を図る観点から、利用者が交換所に預託した金銭や仮想通貨について分別管理を行うことが義務づけられます。顧客資産は自己資産と区分して管理を行い、区分管理の状況については、公認会計士又は監査法人による外部監査を受けることが義務づけられます(法63条の11、仮想通貨交換業者に関する内閣府令20～23条)。

■ 仮想通貨交換業者が講ずべき措置

仮想通貨交換業者が講ずべき措置には、情報の安全管理措置(法63条の8)、委託先に対する指導その他の委託業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置(法63条の9)、利用者保護に関する措置(法63条の10)、指定紛争解決機関(金融ADR機関)との契約締結義務(法63条の12)などがあり、仮想通貨交換業者は、これらを遵守する^{じゅんしゆ}必要があります。

利用者保護に関する措置については、(1)そ

の取り扱う仮想通貨と本邦通貨又は外国通貨との誤認を防止するための説明、(2)手数料その他の仮想通貨交換業に係る^{かか}契約の内容についての情報の提供、(3)受取証書の交付、(4)振り込み詐欺など犯罪行為が行われた場合の取引停止などの措置、(5)インターネット取引を行う場合の誤認防止・過誤防止措置、(6)社内規則等の整備等が求められています(同内閣府令16～19条)。

・ 誤認防止

上記(1)の誤認防止のための説明の内容としては、

- ①取り扱う仮想通貨は、本邦通貨又は外国通貨ではないこと
- ②取り扱う仮想通貨が、特定の者によりその価値を保証されていない場合は、その旨又は特定の者によりその価値を保証されている場合は、当該者の氏名、商号若しくは名称及び当該保証の内容
- ③その他取り扱う仮想通貨と本邦通貨又は外国通貨との誤認防止に関し参考となると認められる事項

が挙げられており、あらかじめ利用者に対して、書面の交付その他の適切な方法による説明が必要とされています(同内閣府令16条)。

・ 利用者に対する情報提供

利用者に対する情報提供としては、

- ①当該仮想通貨交換業者の商号及び住所
- ②仮想通貨交換業者である旨及び当該仮想通貨交換業者の登録番号
- ③当該取引の内容
- ④取り扱う仮想通貨の概要
- ⑤取り扱う仮想通貨の価値の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由
- ⑥前号に掲げるもののほか、当該取引について利用者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事由を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由
- ⑦分別管理の方法及び預金銀行等の氏名、商号

- 又は名称
- ⑧利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法
- ⑨利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地および連絡先
- ⑩当該取引が外国通貨で表示された金額で行われる場合においては、当該金額を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準又はこれらの計算方法
- ⑪講じている金融ADR措置の内容
- ⑫その他当該取引の内容に関し参考となると認められる事項
- が挙げられており(単発取引の場合、このほか継続的取引の場合には契約の内容に関して参考となると認められる事項の情報提供も必要)、これらについても、あらかじめ利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により説明されることが必要とされています(同内閣府令17条)。

■ マネロン防止態勢

また、仮想通貨交換業者は、犯罪収益移転防止法上の特定事業者として指定されたことから、犯罪収益移転防止法に基づき、取引時確認義務、確認記録及び取引記録の作成・保存義務、疑わしい取引の当局への届出義務、態勢整備義務が課せられています。

■ 監督

仮想通貨交換業者に対する監督規定も設けられており、財務(支)局長は、仮想通貨交換業者に対して、報告徴求・立入検査、業務改善命令、業務停止命令、登録取消を行う権限を有しています(法63条の13～17)。また、仮想通貨交換業者は、帳簿書類を作成、保存し、仮想通貨交換業や分別管理に関する報告書を作成して提出しなければならないこととされています。

今後の課題

2017年4月1日に改正資金決済法が施行され、仮想通貨の交換所や取引所について、順次

登録審査が行われ、仮想通貨交換業者の登録が進められる予定です。

また、2017年3月31日以前から事業を行ってきた仮想通貨交換業者については、資金決済法上、みなし登録事業者として、6カ月の間、登録が猶予されることとなりますが、これらのみなし登録事業者についても、改正資金決済法の行為規制がかかってきておりますので、情報提供や犯罪収益移転防止法上の本人確認については、従前から事業を行ってきた事業者を中心に対応が進んでいる状況にあります。

もっとも、仮想通貨は、基本的に誰かがその価値を保証しているわけではなく、まだまだ流動性が低いことから市場の動向によってはその価値も大幅に増減するもので、購入対価を下回るリスクもあります。

さらに、昨今では、仮想通貨というものの注目が集まっていることから、詐欺の手口として使われることも増えてきています。例えば、仮想通貨は、インターネットを通じて電子的に取引をされるものであるにもかかわらず、インターネット上のウォレットやアドレス*2を介さずに書面等で売買が行われることについては、極めてイレギュラーであり、何らかの詐欺の可能性を疑う必要があるなど、注意が必要です。

また、架空の仮想通貨を購入させるという手法でお金を集める詐欺コインも出てきています。仮想通貨といっても、使用実態や交換実態がないものは、資金決済法上の仮想通貨として認められず、こうした詐欺コインを理由としてお金を集めることが、出資法や金融商品取引法に抵触することもあります。仮想通貨の内容が分かりにくいとはいえ、前記のとおり仮想通貨交換業者が情報提供している内容をよく確認し、また販売業者が登録事業者であることを確認するなどによって、利用者側にも十分な理解と慎重な対応が求められるといえます。

*2 仮想通貨の保管場所(財布(ウォレット))としてパソコン上、ウェブ上、スマートフォン上などがある。アドレスとは銀行でいえば口座番号のことを指す。